

平成 2 7 年 度

裁判官の配置, 裁判事務の分配,
代理順序及び開廷日割

鹿 児 島 地 方 裁 判 所

平成27年 1月 1日施行
平成27年 1月16日変更
平成27年 4月 1日変更

平成27年度鹿児島地方裁判所裁判官の配置，裁判事務の分配，
代理順序及び開廷日割

第1 裁判官の配置

1 本庁

判 事 (所長)	大須賀	滋
判 事	前 田 郁	勝
判 事	川 崎 聡	子
判 事	富 田 敦	史
判 事	鎌 野 真	敬
判 事	山 田 直	之
判 事	杉 本 敏	彦
判 事	長 丈	博
判 事	福 田	敦
判 事	福 田 恵美子	
判事補 (特)	甲 元 依	子
判事補 (特)	伊 藤 聡	志
判事補 (特)	賀 来 哲	哉
判事補	植 野 賢太郎	
判事補	岩 見 貴	博
判事補	中 倉 水	希
判事補	谷 矢	愛

2 名瀬支部

判 事 (支部長)	石 井 義	規
判事補 (特)	細 井 直	彰

3 加治木支部

判事補 (特) (支部長)	小 畑 和	彦
判 事 (本庁からてん補)	長 丈	博

4 知覧支部

判 事 (本庁からてん補)	杉 本 敏	彦
---------------	-------	---

5 川内支部

判 事 (支部長)

富 田 美 奈

6 鹿屋支部

判 事 (支部長)

松 本 武 人

判事補 (特)

吉 田 達 二

第2 本庁

1 合議体

(裁判官の配置)

民事第1部	裁判長(部の事務総括者)	判 事	鎌 野 真 敬
		判 事	長 丈 博
		判 事	福 田 敦
		判事補	谷 矢 愛
民事第2部	裁判長(部の事務総括者)	判 事	川 崎 聡 子
		判事補(特)	伊 藤 聡 志
		判事補	中 倉 水 希
民事第3部	裁判長(部の事務総括者)	判 事	前 田 郁 勝
		判 事	杉 本 敏 彦
		判事補(特)	甲 元 依 子
		判事補(特)	賀 来 哲 哉
		判事補	植 野 賢 太 郎
		判事補	中 倉 水 希 (兼)
		判事補	谷 矢 愛 (兼)
刑事部	裁判長(部の事務総括者)	判 事	富 田 敦 史
		判 事	山 田 直 之
		判 事	福 田 恵 美 子
		判事補	岩 見 貴 博

(事務分配及び開廷日割)

(1) 民事第1部, 第2部

ア 次表の事件につき, その種類ごとに, 受理の順序に従い2分の1を民事第1部に, 2分の1を民事第2部に分配する。

- (ア) 控訴事件及びこれに付随する民事雑事件
- (イ) 抗告事件及びこれに付随する民事雑事件
- (ウ) 合議体でした事件に対する再審事件及びこれに付随する民事雑事件
- (エ) 行政事件及びこれに付随する行政雑事件，証拠保全事件
- (オ) 知的財産権に関する事件及びこれに付随する民事雑事件
- (カ) 公害，製造物責任，薬害，海難事故及び航空機事故に係る損害賠償事件並びにこれらに付随する民事雑事件
- (キ) 医療過誤に係る損害賠償事件及びこれに付随する民事雑事件
- (ク) 合議体でした保全の裁判に対する保全異議及び保全取消事件並びにこれらに付随する民事雑事件

ただし，地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項若しくは第243条の2第5項の規定による訴訟又は同条第7項の取消訴訟並びにこれらに付随する事件及びこれらの訴訟を本案とする保全事件（保全異議及び保全取消事件を含む。）については，当該判決を言い渡した部に分配する。

イ 事案に応じ，各部ごとに，アの表の事件（法定の合議事件を除く。）を単独体で審理裁判し，又は2の単独体で審理裁判する事件を合議体で審理裁判するものとすることができる。

ウ アの表の付随事件は，その基本事件の分配を受けた裁判体がこれを処理する。

開廷日割	民事第1部	月曜日，火曜日
	民事第2部	水曜日，金曜日

(2) 民事第3部

人身保護事件及びこれに付随する人身保護雑事件

開廷日割 随時

(3) 刑事部

ア 刑事事件

(ア) 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事件

(イ) (ア)に付随する事件

開廷日割 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第41条第1項の別の合議体による裁判所が行う審理及び裁判

(4) その他

ア 民刑事の差戻事件

民事第1部が審理裁判した事件は民事第2部に、民事第2部が審理裁判した事件は民事第1部に、民事第3部及び刑事部が審理裁判した事件は当該審理裁判した部にそれぞれ分配する。

イ 刑事訴訟法第265条の付審判請求事件

民事第1部、民事第2部及び民事第3部に順次分配する。

ウ 刑事訴訟法第429条の準抗告事件

(ア) 裁判所法第26条第2項第2号及び第4号に掲げる事件の裁判に対する事件

民事第1部、民事第2部及び民事第3部に順次分配する。

(イ) その他の事件

a 平日受理した事件

刑事部に分配する。ただし、1日の受理件数が3件以上となった場合の3件目以降の事件及び原裁判が刑事部所属の裁判官によるものについては、民事第1部、民事第2部及び民事第3部に順次分配する。

b 休日受理した事件

民事第1部、民事第2部、民事第3部及び刑事部に順次分配する。

エ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に関する事件、同法第35条第1項（第38条第2項、第46条第2項、第47条第2項及び第92条第2項で準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第94条第1項の異議申立事件、同法第41条第2項の規定による送付を受けた事件並びに同法第43条第2項の規定による通知を受けた事件については、民事第1部、民事第2部及び

民事第3部に順次分配する。

オ 裁判官、書記官及び精神保健審判員の忌避事件等

本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官、本庁及び支部の書記官並びに精神保健審判員の除斥、忌避及び回避の事件については、民事第1部、民事第2部、民事第3部及び刑事部に順次（当該事件に係る裁判官又は書記官が所属する部を除き、精神保健審判員に係る事件については本案の係属する部を除く。）分配する。

カ アからウまでの事件には、その付随事件を含む。

2 単独体

（裁判官の配置、事務分配及び開廷日割）

(1) 民事第1部、第2部

ア 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、単独体でした判決に対する再審事件及び差戻事件、保全異議事件、保全取消事件及び仲裁関係事件並びにこれらに付随する各種上訴提起事件、飛躍上告審理申立事件及び民事雑事件

民事雑事件の担当裁判官に差し支えがあるときは、次表の番号順の代理裁判官がその裁判事務を順次輪番で担当する。

	代 理 者
1	判 事 鎌 野 真 敬
2	判 事 川 崎 聡 子
3	判 事 長 丈 博
4	判事補（特）伊 藤 聡 志
5	判 事 福 田 敦

民事第1部

6/28 判 事 鎌 野 真 敬
開廷日割 水、木曜日
4/28 判 事 長 丈 博
開廷日割 水、金曜日
6/28 判 事 福 田 敦
開廷日割 月、木曜日

民事第2部

6/28 判 事 川 崎 聡 子

開廷日割 月，火曜日

6/28 判事補（特） 伊 藤 聡 志

開廷日割 火，金曜日

イ 共助事件

1/3 判 事 長 丈 博

1/3 判 事 福 田 敦

1/3 判事補（特） 伊 藤 聡 志

ウ 訴え提起前の証拠保全事件，証拠収集処分事件及びこれらに付随する民事雑事件

1/2 判事補 中 倉 水 希

1/2 判事補 谷 矢 愛

(2) 民事第3部

ア 保全命令事件並びにこれに付随する民事雑事件及び執行雑事件

(ア) 要審事件並びにこれに付随する民事雑事件及び執行雑事件

2/5 判 事 前 田 郁 勝

2/5 判事補（特） 賀 来 哲 哉

1/5 判事補 植 野 賢太郎

(イ) その他の事件並びにこれに付随する民事雑事件及び執行雑事件

1/3 判事補 植 野 賢太郎

1/3 判事補 中 倉 水 希

1/3 判事補 谷 矢 愛

イ 強制執行事件等

(ア) 不動産，船舶，航空機，自動車及び建設機械，動産に対する強制執行事件，これらを目的とする担保権の実行としての競売等事件並びにこれらに付随する民事雑事件及び執行雑事件

4/10 判 事 前 田 郁 勝

3/10 判 事 杉 本 敏 彦

2/10 判事補（特） 賀 来 哲 哉

1/10 判事補 植 野 賢太郎

(イ) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件，債権及びその他の財産権に対する強制執行事件，これらを目的とする担保権の実行及び行使事件，企業担保権実行事件並びにこれらに付随する民事雑事件

及び執行雑事件

3/5	判 事	前 田 郁 勝
1/5	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
1/5	判事補	植 野 賢太郎

(ウ) 財産開示請求事件

2/5	判 事	前 田 郁 勝
1/5	判 事	杉 本 敏 彦
1/5	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
1/5	判事補	植 野 賢太郎

ウ 破産事件, 民事再生事件及びこれらに付随する民事雑事件

(ア) 破産事件のうち自己破産 (ただし, 個人申立てに限る。) 及びこれに付随する民事雑事件

5/12	判 事	前 田 郁 勝
2/12	判 事	杉 本 敏 彦
2/12	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
3/12	判事補	植 野 賢太郎

(イ) 破産事件のうち(ア)以外の事件及びこれに付随する民事雑事件

10/30	判 事	前 田 郁 勝
7/30	判 事	杉 本 敏 彦
7/30	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
6/30	判事補	植 野 賢太郎

(ウ) 民事再生事件のうち小規模個人再生及び給与所得者等再生事件並びにこれらに付随する民事雑事件

3/6	判 事	前 田 郁 勝
1/6	判 事	杉 本 敏 彦
1/6	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
1/6	判事補	植 野 賢太郎

(エ) 民事再生事件 ((ウ)事件を除く。) 及びこれに付随する民事雑事件

3/5	判 事	前 田 郁 勝
1/5	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
1/5	判事補	植 野 賢太郎

(オ) 特別清算事件及びこれに付随する民事雑事件

2/5 判 事 前 田 郁 勝
1/5 判 事 杉 本 敏 彦
1/5 判事補 (特) 賀 来 哲 哉
1/5 判事補 植 野 賢 太 郎

(カ) 会社更生事件及びこれに付随する民事雑事件

判 事 前 田 郁 勝

エ 各種調停事件, 各種非訟事件, 罹災都市借地借家臨時処理事件, 接收不動産に関する借地借家臨時処理事件, 船舶所有者等責任制限事件, 油濁損害賠償責任制限事件, 過料事件及び公示催告事件並びに民事雑事件及び執行雑事件 (アからオまでの民事雑事件及び執行雑事件を除く。)

判 事 前 田 郁 勝

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条による保護命令申立事件

1/3 判 事 前 田 郁 勝
1/3 判事補 (特) 賀 来 哲 哉
1/3 判事補 植 野 賢 太 郎

カ 預金保険法第87条第1項, 同条第2項, 同条第3項及び同条第4項による株主総会等の特別決議等に代わる許可申立事件

1/2 判 事 前 田 郁 勝
1/2 判 事 杉 本 敏 彦

(3) 民事第1部, 第2部, 第3部

ア 労働審判事件

労働審判法第8条の労働審判官には, 次の裁判官を指名する。

1/3 判 事 長 丈 博
1/3 判 事 福 田 敦
1/3 判事補 (特) 伊 藤 聡 志

イ 次の令状請求事件は, 別に定める各申合せによる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法による臨検等の許可状の請求事件

(イ) 児童虐待の防止等に関する法律による臨検等の許可状の請求事件

(4) 刑事部

ア 1人で審理裁判する第一審訴訟事件

(ア) 第1係 判 事 富 田 敦 史

開廷日割	月曜日		
第2係 1/2	判 事	山 田 直 之	
開廷日割	火, 木曜日		
第3係 1/2	判 事	福 田 恵美子	
開廷日割	水, 金曜日		

(イ) 1人制事件は、前項の割合で各係に順次分配する。件数の算定は、起訴状ごとに被告人数に応じ1人をもって1件とする。

ただし、次に掲げる事件は、他の事件とは別個に(ア)に定める割合で各係に順次分配する。

a 公職選挙法違反事件及び租税法違反事件（ただし、関税法違反事件を除く。）

b 即決裁判手続の申立てがあった事件

(ウ) (ア)及び(イ)の定めにより事件を分配するに当たり、当該係裁判官がその事件につき、勾留状の発付その他の勾留に関する処分をし、若しくは少年法第17条、第20条及び第43条の処分をし、又は刑事訴訟法第429条の準抗告事件の合議体を構成したものであるときは、その事件を他の係に分配する。

(エ) 係属中の事件と関連する事件（刑事訴訟法第9条所定）については、(ウ)の場合を除き、係属事件を受け持つ係に分配する。

(オ) (ウ)、(エ)の場合及び裁判所法第26条第2項第1号の決定により係から合議体に事件を移した場合は、その直後に受け付けた新件でこれを調整する。

(カ) 分配された事件につき、その係裁判官において審理するのが相当でないことを認めるときは、他の係裁判官と協議の上、他の係に配てん替えをすることができる。その場合は(オ)の定めを準用する。

イ 刑事補償請求事件、過料請求事件、刑事訴訟法第96条第3項、第350条及び第362条の請求事件並びに第500条ないし第502条による申立事件

本案の裁判をした係に分配する。

ウ 刑事訴訟法第430条の準抗告事件

1/3	判 事	富 田 敦 史
1/3	判 事	山 田 直 之

1/3 判 事 福 田 恵美子

エ 医療観察法第33条第1項、第49条第1項、同条第2項、第50条、
第54条第1項、同条第2項、第55条、第59条第1項、同条第2項、
第76条第1項、同条第2項に掲げる事件

ウに準じて分配する。

オ 再審事件（法定合議事件を除く。）及び単独体でした裁判に対する差戻
事件

ウに準じてそれぞれ分配する（不服を申し立てられた裁判をした裁判官
を除く。）。

カ 共助事件（医療観察法第24条第2項の嘱託による事実の取調べを含
む。）、刑の執行猶予言渡取消請求事件

判事補 岩 見 貴 博

キ 証拠保全請求事件、証人尋問請求事件、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収
益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章、
第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事
件、同法第71条第1項の令状請求事件並びにこれらの規定の例によると
される国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の
防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下
「麻薬特例法」という。）に基づく事件

判事補 岩 見 貴 博

ク 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件及び同法第65条第
1項の取消請求事件並びにこれらの規定の例によるとされる麻薬特例法
の審査請求事件及び取消請求事件

1/3 判 事 富 田 敦 史

1/3 判 事 山 田 直 之

1/3 判 事 福 田 恵美子

ケ 令状請求事件その他の雑事件（医療観察法に基づく審判請求事件の鑑定
入院命令の手続を含む。）

(ア) 勤務時間内

月、火及び木曜日受理の勾留請求事件並びにその他の雑事件

月曜日受理 判事補 植 野 賢太郎

火曜日受理 判事補 中 倉 水 希

水曜日受理	判事補 (特)	賀 来 哲 哉
木曜日受理	判事補	谷 矢 愛
金曜日受理	次の裁判官が順次担当する。	
	判事補	谷 矢 愛
	判事補	中 倉 水 希

(イ) 休日及び勤務時間外

「休日及び勤務時間外における令状当番の割当方法に関する申合せ」に基づく裁判官令状当番表の順序により担当する。

(ウ) 起訴前の勾留理由開示請求及び勾留取消請求並びに起訴前の国選弁護人の職権による選任及び解任は、勾留状を発した裁判官が担当する。

ただし、勾留状が合議体の発したものであるときは、その合議体が指定した構成員である裁判官が担当する。

(エ) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第20条第3項により提出された記録媒体（傍受の原記録）の保管

判 事 富 田 敦 史

コ 起訴後第1回公判前の保釈その他勾留に関する処分

第1係に係属した事件

判 事 山 田 直 之

第2係に係属した事件

判 事 福 田 恵 美 子

第3係に係属した事件

判 事 山 田 直 之

合議部に係属した事件

ケの(ア)の規定により法定合議事件の勾留請求事件を担当する裁判官

ただし、休日及び時間外は、ケの(イ)の取扱いによる。

サ 検察審査会法第41条の9第1項、第3項に基づく検察官の職務を行う弁護士指定並びに同法第41条の9第4項及び同法第41条の10第2項に基づく指定の取消し

判 事 前 田 郁 勝

3 代理順序

(1) 所長に差し支えがあるときの司法行政に関する所長の事務は、次の裁判官

が順次これを代理する。

判 事	前 田 郁 勝
判 事	川 崎 聡 子
判 事	富 田 敦 史
判 事	鎌 野 真 敬

- (2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務は、当該部の判事又は職権特例判事補が1の配置順序に従って順次代理し、なおこれらの裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- (3) 裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、次のとおりとする。
なお、この代理順序の定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

ア 民事第1部，第2部

(ア) 合議体

裁判長に差し支えがあるときは、当該部の判事又は職権特例判事補が1の配置順序に従って順次代理する。

(イ) 単独体

2(1)の担当裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり代理する。

- a アの担当裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が代理する。
- b イ及びウの担当裁判官に差し支えがあるときは、各掲記の他の裁判官が代理する。

イ 民事第3部

2(2)のアからカまでの担当裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が代理する。

ウ 民事第1部，第2部，第3部

2(3)のアの担当裁判官に差し支えがあるときは、掲記の他の裁判官が代理する。

エ 刑事部

(ア) 合議体

裁判長に差し支えがあるときは、当該部の判事又は職権特例判事補が1の配置順序に従って順次代理する。

(イ) 単独体

2(4)の担当裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり代理する。

a アからクまでは、

判事富田敦史に差し支えのあるときは、判事山田直之

判事山田直之に差し支えのあるときは、判事福田恵美子

判事福田恵美子に差し支えのあるときは、判事富田敦史

判事補岩見貴博に差し支えのあるときは、判事山田直之又は判事福田恵美子

b ケは、

(a) ケの(ア)の担当裁判官に差し支えがあるときは、次表のとおり順次担当する。

事件受理曜日	担当者	代理者(1)	代理者(2)
月	判事補 植野賢太郎	判事補 中倉水希	判事補 岩見貴博
火	判事補 中倉水希	判事補 植野賢太郎	判事補 岩見貴博
水	判事補(特) 賀来哲哉	判事補 谷矢愛	判事補 植野賢太郎
木	判事補 谷矢愛	判事補 植野賢太郎	判事補 岩見貴博
金	判事補 谷矢愛	判事補 中倉水希	判事補 植野賢太郎
	判事補 中倉水希	判事補 谷矢愛	判事補 植野賢太郎

(b) ケの(ウ)の担当裁判官に差し支えがある場合、当該裁判官が、鹿児島地方裁判所の裁判官であるときは、ケの(ア)の担当裁判官及びその

代理者（上記表記載の裁判官）が順次担当する。当該裁判官が、鹿児島簡易裁判所の裁判官であるときは、同裁判所の事務分配の規程により定められた裁判官が担当する。

c コは、次表のとおり順次担当する。

事 件	担 当 者	代 理 者
第 1 係 係属事件	判 事 山 田 直 之	判事補 岩 見 貴 博
第 2 係 係属事件	判 事 福 田 恵美子	判事補 岩 見 貴 博
第 3 係 係属事件	判 事 山 田 直 之	判事補 岩 見 貴 博
合 議 部 係属事件	b(a)に定める表記載の担当裁判官 及びその代理者が順次担当する。 判事補岩見貴博は、各担当する事 件につき差し支えがあるものとして 取り扱う。	

第 3 支部

（裁判官の配置，事務分配及び開廷日割）

1 名瀬支部

- (1) 合議体 裁判長 判 事 石 井 義 規
 右陪席 判事補（特） 細 井 直 彰
 左陪席 次の裁判官が順次本庁からてん補する。
 判事補 植 野 賢太郎
 判事補 岩 見 貴 博
 判事補 中 倉 水 希
 判事補 谷 矢 愛

裁判所法第 26 条第 2 項第 1 号，第 2 号及び第 4 号に掲げる事件全部及び
これに付随する雑事件

開廷日割 随時

(2) 単独体

ア 1人で審理裁判する民事通常事件及び調停事件の3分の2,民事事件(再審事件,保全異議事件,破産事件,特別清算事件及び会社更生事件)並びにその付随事件

判 事 石 井 義 規

開廷日割 民事 火,木曜日

調停 随時

イ 1人で審理裁判する民事通常事件及び調停事件の3分の1,民事事件(前記ア事件を除く。)並びにその付随事件

判事補(特) 細 井 直 彰

開廷日割 民事 水曜日

調停 随時

ウ 1人で審理裁判する刑事事件及びその付随事件

判事補(特) 細 井 直 彰

開廷日割 金曜日

エ 検察審査会法第41条の9第1項,第3項に基づく検察官の職務を行う弁護士指定並びに同法第41条の9第4項及び同法第41条の10第2項に基づく指定の取消し

判 事 石 井 義 規

2 加治木支部

判事補(特) 小 畑 和 彦

開廷日割 民事(民事通常事件(手形・小切手,再審を含む。))の2分の1) 火,木曜日

刑事 金曜日

調停 随時

判 事 長 丈 博(本庁からてん補)

開廷日割 民事(民事通常事件(手形・小切手,再審を含む。))の2分の1) 月,木曜日

3 知覧支部

判 事 杉 本 敏 彦(本庁からてん補)

開廷日割 民事 月,火,木曜日

刑事 木曜日
調停 月, 木曜日

4 川内支部

判 事 富 田 美 奈
開廷日割 民事 月, 木曜日
刑事 水曜日
調停 随時

5 鹿屋支部

- (1) 民事通常事件（手形・小切手，再審を含む。）の2分の1，執行事件の5分の2，保全命令事件（ただし，要審事件を除く。）の5分の2，保全異議事件（ただし，判事補（特）吉田達二が発令した保全命令に対するもの。），破産事件の2分の1（ただし，平成23年3月31日以前に破産手続開始決定のあった事件を含む。），民事再生事件の2分の1，保護命令申立事件の2分の1，過料事件の2分の1及びこれらに対する付随事件

判 事 松 本 武 人
開廷日割 民事 月, 木曜日

- (2) 前記(1)事件を除く民事事件

判事補（特） 吉 田 達 二
開廷日割 民事 月, 水曜日
調停 随時

- (3) 刑事事件の3分の2及びその付随事件

判 事 松 本 武 人
開廷日割 火曜日

- (4) 刑事事件の3分の1及びその付随事件

判事補（特） 吉 田 達 二
開廷日割 火曜日

- (4) 検察審査会法第41条の9第1項，第3項に基づく検察官の職務を行う弁護士
の指定並びに同法第41条の9第4項及び同法第41条の10第2項
に基づく指定の取消し

判 事 松 本 武 人

(代理順序)

1 名瀬支部及び鹿屋支部

(1) 司法行政事務を処理する支部長に差し支えがあるときは、名瀬支部については判事補（特）細井直彰が、鹿屋支部については判事補（特）吉田達二が、これを代理し、当該裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は他の支部の裁判官がこれを代理する。

(2) 裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、当該支部の他の裁判官がこれを代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は他の支部の裁判官がこれを代理する。

2 名瀬支部及び鹿屋支部以外の支部

各支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は他の支部の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

第4 管内簡易裁判所

(裁判官の配置、事務分配及び代理順序)

1 鹿児島簡易裁判所

(1) 裁判官の配置、事務分配

ア 司掌者 簡易裁判所判事 大須賀 滋

イ 民事通常事件（手形・小切手，再審，共助，証拠保全並びに仮差押・仮処分に対する異議，取消を含む。）

1/4 簡易裁判所判事 山 村 秀 之

1/4 簡易裁判所判事 松 本 和 秀

1/4 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美

1/4 簡易裁判所判事 中 村 玄 介

ウ 少額訴訟事件

1/4 簡易裁判所判事 山 村 秀 之

1/4 簡易裁判所判事 松 本 和 秀

1/4 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美

1/4 簡易裁判所判事 中 村 玄 介

エ 調停事件

1/4 簡易裁判所判事 山 村 秀 之

1/4 簡易裁判所判事 松 本 和 秀

1/4 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美

1/4 簡易裁判所判事 中 村 玄 介

オ 仮差押，仮処分，民事雑事件（臨検等の許可状の請求事件を含む。）

1/5 簡易裁判所判事 山 村 秀 之
1/5 簡易裁判所判事 松 本 和 秀
1/5 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美
1/5 簡易裁判所判事 中 村 玄 介
1/5 簡易裁判所判事 山 本 奉 文

カ 即決和解事件

簡易裁判所判事 山 村 秀 之

キ 刑事通常事件（再審，共助（医療観察法第24条第2項の嘱託による事実の取調べを含む。），証拠保全，証人尋問を含む。），公示催告事件及び過料事件

簡易裁判所判事 山 本 奉 文

ク 略式命令事件（在庁略式命令事件を除く。）

1/4 簡易裁判所判事 松 本 和 秀
1/4 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美
1/4 簡易裁判所判事 中 村 玄 介
1/4 簡易裁判所判事 神 園 由 紀 子 (伊集院簡裁からてん補)

ケ 令状請求事件その他の刑事雑事件（月，火及び木曜日受理の勾留請求事件を除く。休日及び勤務時間外については，「休日及び勤務時間外における令状当番の割当方法に関する申合せ」による。）及び在庁略式命令事件

13/100 簡易裁判所判事 山 村 秀 之
13/100 簡易裁判所判事 松 本 和 秀
13/100 簡易裁判所判事 是 枝 浩 美
13/100 簡易裁判所判事 中 村 玄 介
13/100 簡易裁判所判事 山 本 奉 文
35/100 簡易裁判所判事 神 園 由 紀 子 (伊集院簡裁からてん補)

(2) 代理順序

ア 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは，次の裁判官がこれを代理する。

簡易裁判所判事 山 村 秀 之

イ 裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは，所長の指名する裁判官がこれを代理する。

2 伊集院簡易裁判所

簡易裁判所判事 神 園 由紀子

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

3 種子島簡易裁判所

簡易裁判所判事 牧 角 康 弘

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

4 屋久島簡易裁判所

簡易裁判所判事 牧 角 康 弘

(兼任)

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

5 名瀬簡易裁判所

簡易裁判所判事 石 井 義 規 (司掌者)

簡易裁判所判事 細 井 直 彰

民・刑事全部 簡易裁判所判事 古 賀 徳 秀

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、次の裁判官が順次これを代理する。

簡易裁判所判事 細 井 直 彰

簡易裁判所判事 古 賀 徳 秀

裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する他の裁判官がこれを代理する。

6 徳之島簡易裁判所

簡易裁判所判事 古 賀 徳 秀

(兼任)

前記裁判官に差し支えがあるときは、次の名瀬簡易裁判所の裁判官が、順次司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

簡易裁判所判事 石 井 義 規

簡易裁判所判事 細 井 直 彰

7 加治木簡易裁判所

簡易裁判所判事 小 畑 和 彦 (司掌者)

民・刑事全部 簡易裁判所判事 福 元 明 祥

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理する。

裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理する。

8 大口簡易裁判所

簡易裁判所判事 坂 本 秀 徳

(兼任)

前記裁判官に差し支えがあるときは、加治木簡易裁判所の裁判官福元明祥が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

9 知覧簡易裁判所

簡易裁判所判事 山 本 美奈代

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

10 加世田簡易裁判所

簡易裁判所判事 山 本 美奈代

(兼任)

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

11 指宿簡易裁判所

簡易裁判所判事 山 本 奉 文

(鹿児島簡裁からてん補)

前記裁判官に差し支えがあるときは、1(2)のイの例により所長の指名する鹿児島簡易裁判所の裁判官が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

12 川内簡易裁判所

簡易裁判所判事 富 田 美 奈 (司掌者)

民・刑事全部 簡易裁判所判事 東 剛 史

(1) 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理する。

裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理する。

(2) 休日及び勤務時間外における令状請求事件については、「休日及び平日の勤務時間外における令状当番の割当方法に関する申合せ」に基づく当番表による。

13 出水簡易裁判所

簡易裁判所判事 坂 本 秀 徳

前記裁判官に差し支えがあるときは、川内簡易裁判所の裁判官東剛史が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

14 甌島簡易裁判所

簡易裁判所判事 東 剛 史

(兼任)

前記裁判官に差し支えがあるときは、川内簡易裁判所の裁判官作田寛之が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

15 大隅簡易裁判所

簡易裁判所判事 坂 口 健 治

前記裁判官に差し支えがあるときは、鹿屋簡易裁判所の裁判官長尾正一が、司法行政事務及び裁判事務についてこれを代理する。

16 鹿屋簡易裁判所

簡易裁判所判事 松 本 武 人 (司掌者)

(1) 令状等刑事雑事件（勾留請求事件を含む。）の5分の1

簡易裁判所判事 吉 田 達 二

(2) 前記(1)の事件を除くその他の事件

簡易裁判所判事 長 尾 正 一

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、次の裁判官が順次これを代理する。

簡易裁判所判事 吉 田 達 二

簡易裁判所判事 長 尾 正 一

裁判事務を処理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する他の裁判官がこれを代理する。

第5 調停主任の指定

本庁、支部又は管内簡易裁判所における民事調停法第7条第1項の調停主任には、当該庁（てん補庁を含む。）の裁判官を指定する。

第6 裁判官の緊急てん補

本庁、支部又は管内簡易裁判所において、裁判事務の取扱い上差し迫った必要があるとき、又はあらかじめ定められた代理順序の定めによることができないときは、所長の指名する本庁、支部又は管内簡易裁判所の裁判官が当該裁判所の裁判官の職務を行う。

附 則

- 1 この事務分配等の定めは、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この事務分配等の定めの変更は、平成27年1月16日から施行する。
- 3 この事務分配等の定めの変更は、平成27年4月1日から施行する。